

29文科初第881号・障発0915第9号（平成29年9月15日）

「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるための必要な科目の取扱いについて」
別添1と2に記された、必要な科目に該当すると判断される専攻開講科目名は以下の通りです。

人間総合科学研究科博士前期課程

心理専攻科目

2008（平成20）年度～2017（平成29）年度入学者

大学院における必要な科目名

I	1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学 精神医学特講 病態心理学特講 健康心理学特講 ☆ 神経心理学特講
	2	福祉分野に関する理論と支援の展開	児童心理学特講 ☆ 青年心理学特講 ☆ 発達臨床心理学特講 ☆ 児童臨床心理学特講 ☆ 老年心理学特講 健康心理学特講 ☆ 臨床社会心理学特講 対人社会心理学特講
	3	教育分野に関する理論と支援の展開	児童心理学特講 ☆ 青年心理学特講 ☆ 発達臨床心理学特講 ☆ 児童臨床心理学特講 ☆ 学校心理学特講 学習心理学特講 教育心理学特講
	4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	（無）
	5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	キャリアカウンセリング特講 産業臨床心理学特講
II	6	心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習 I
	7	心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特講 I 臨床心理面接特講
	8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	（無）
	9	心の健康教育に関する理論と実践	（無）
III	10	心理実践実習	臨床心理実習 発達臨床心理実習

※ 心理臨床コースのみ該当

I 1を含む3科目以上

II 2科目以上

III 必ず履修する。

※ 一つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできない。（☆）

例：発達臨床心理学特講を「福祉分野」とした場合は、同科目を「教育分野」の科目とすることはできない。